



税理士 山本 善通 氏

Question

コロナ利子補給金

当組合の組合員企業は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、資金繰りに悪化をきたし商工組合中央金庫より、特別貸付の融資を受けました。この借入金については利子補給を受けられると聞いたのですが、概要を教えてください。

Answer

【概要】

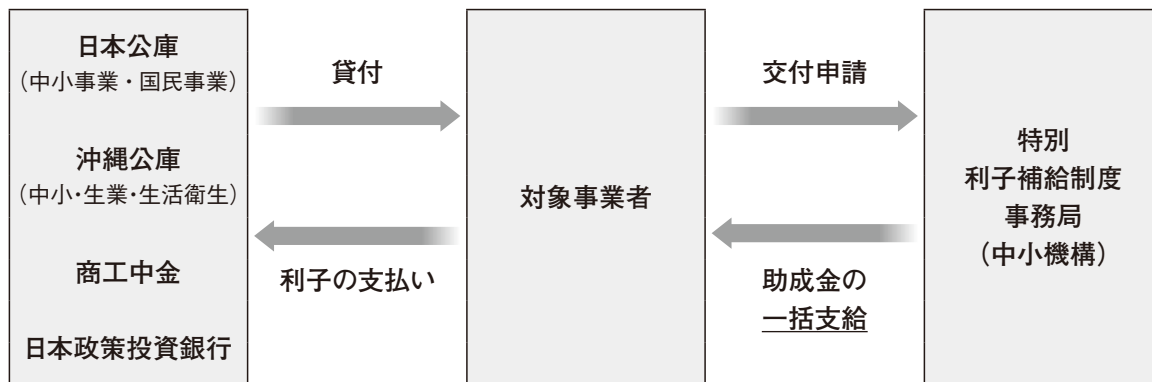
新型コロナウイルス感染症に係る特別貸付を受けた事業者に対して、利子補給を受けられる制度があります。

【目的】

一定の要件のもと、公的金融機関による新型コロナ特別貸付を実質的に無利子化することで、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者の一層の資金繰りを支援することを目的としています。

新型コロナ特別貸付の実質的な無利子化を実現するため、事業者が貸付を受けた日から起算して最長3年間にあたる利子相当額を一括で助成します。

助成を受けた事業者は、受領した助成金（利子補給金）を、当該貸付に係る利子の支払いに充てる事になります。



【経理処理について】

特別利子補給制度は、3年間の支払利子を一括で助成します。この場合の収益の計上時期については、法人税基本通達（2-1-40）において、「法人が他の者から営業補償金、経費補償金等の名目で支払を受けた金額については、当該金額の支払がたとえ将来の逸失利益又は経費の発生等当該事業年度後の各事業年度において生ずることが見込まれる費用又は損失の補てんに充てることを目的とするものであるとしても、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。」と定められており、収入時の益金の額として算入するのが原則です。

しかしながら、当該制度は、差額分の返還や追加交付といった手続きもあり、3年間で期間対応することも認められると思います。

したがって、当該年度分を雑収入として、翌期以降2期分を前受金する処理も可能と考えられます。尚、消費税については、課税外取引となりますので留意して下さい。